

業務改善助成金について

滋賀労働局 雇用環境均等室

業務改善助成金の概要

業務改善助成金とは…

中小企業の生産性向上を支援し、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げを図るための助成金です。

生産性向上・労働能率の増進に資する設備投資に
要した**経費の一部**を助成します。

最大で**600万円**
助成されます。

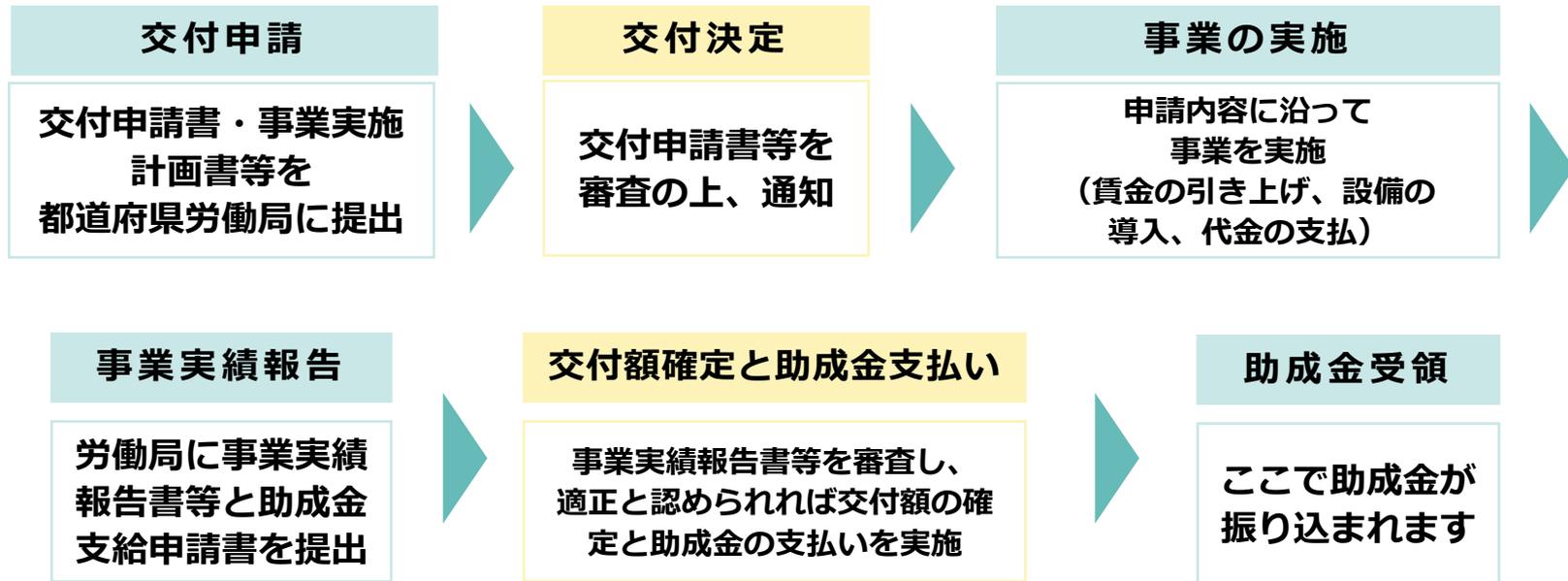
生産性向上に資する設備投資の例

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化



業務改善助成金の概要

助成金支給の流れ



※事業実施後1か月以内に報告

○ご注意いただきたいこと

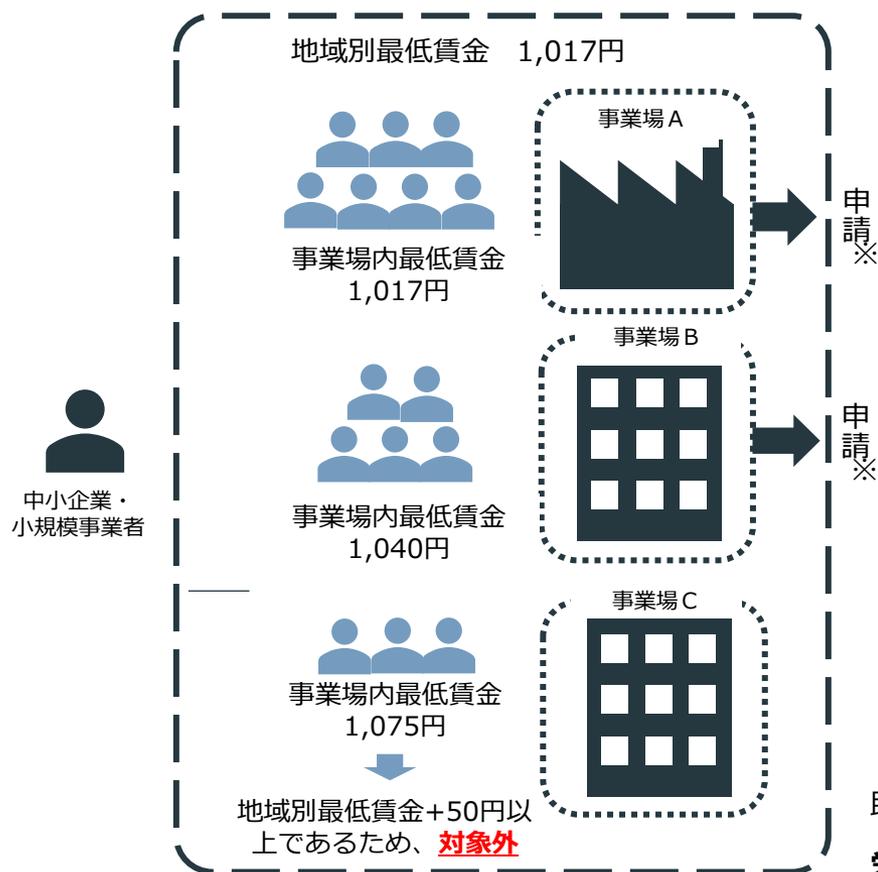
- **賃金の引き上げは交付申請後に実施してください。**
- **助成対象設備の導入は、交付決定後に実施してください。**
- **同一事業場の申請は年度内1回までです。**

申請単位について

本助成金の申請は、工場・事務所など、それぞれの事業場ごとに申請が可能

※**企業全体として**申請できる助成金の合計額の上限は600万円まで

※申請書は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局の担当部署へご提出ください。



例えば事業場Aで助成額500万円分を申請した場合、事業場Bで申請可能な額は100万円分までとなりますのでご注意ください。



助成金の申請単位である「事業場」については、**労働基準法第9条の「事業」**に即して判断してください。

対象となる事業者は…

- 中小企業・小規模事業者であること
(大企業と密接な関係を有する企業 (みなし大企業) でないこと)
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇・賃金引き下げ、その他労働関係法令違反などの不交付要件がないこと

対象となる事業者は…

- 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）

中小企業・小規模事業主は、業種ごとに資本金と従業員数で定義されます。

業種		A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業	小売業、飲食店など	5,000万円以下	50人以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、医療、福祉、複合サービス業など	5,000万円以下	100人以下
卸売業	卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建築業、製造業、運輸業、金融業など	3億円以下	300人以下

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。Aが無い場合はBのみで判断します。

みなし大企業とは…

- 一 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業事業者
- 二 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業事業者
- 三 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業事業者
- 四 発行済株式の総数又は出資価格の総額を本条第2項第一号から第三号に該当する者が所有している中小企業事業者
- 五 本条第2項第一号から第三号に該当する者の役員又は職員を兼ねている者が、役員を全てを占めている中小企業事業者
- 六 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業事業者

対象となる事業者は…

- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

事業場内最低賃金とは

1時間当たりの賃金が、事業場で最も低い時間給をいいます。

事業場内最低賃金は、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定します。（時間給制、日給制、月給制の場合などによって計算方法が異なります。また、計算の際に算入しない手当等があります。）

（例）地域別最低賃金 1017円

事業場内最低賃金が1070円 ⇒ × 申請不可

事業場内最低賃金が1030円 ⇒ ○ 申請可能



現時点での滋賀県の地域別最低賃金は1017円ですので、**1時間当たりの時間単価が1067円まで**の労働者がいる場合に対象となります。

対象となる事業者は…

- 解雇・賃金引き下げ、その他労働関係法令違反などの不交付要件がないこと
 - ①申請書の提出日の前日から起算して6月前の日から支給申請日の前日又は賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、
 - ア 労働者を解雇した場合
 - イ 労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合
 - ウ 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少により、月当たりの賃金額を引き下げた場合
 - エ 助成対象経費を対象として他の助成等を受けている場合
 - ②過去に業務改善助成金を受けた事業場で、当時定めた事業場内最低賃金額を下回っている場合
 - ③労働関係法令に違反していることが明らかとなった場合
 - ④適正化法第17条に規定する補助金等の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けている場合
 - ⑤法人の役員等に暴力団員に該当する者がいる事業場、暴力団員が経営に関与している事業場等であると認められた場合
 - ⑥労働保険料の滞納がある場合
 - ⑦倒産している場合
 - ⑧所轄労働局長が定める期限までに、不備の無い申請書類等が提出されない場合
- など（詳細は交付要綱第4条第5項第1号～第10号をご確認ください。）

交付決定後にこれらが明らかになった場合、交付決定取消になる場合があります。

助成率、助成額の上限について

【助成率】

事業場内最低賃金が 1000円未満	事業場内最低賃金が 1000円以上
4/5	3/4

【助成上限額】

引上げ労働者数	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円 (60万円)	45万円 (80万円)	60万円 (110万円)	90万円 (170万円)
2~3人	50万円 (90万円)	70万円 (110万円)	90万円 (160万円)	150万円 (240万円)
4~6人	70万円 (100万円)	100万円 (140万円)	150万円 (190万円)	270万円 (290万円)
7人以上	100万円 (120万円)	150万円 (160万円)	230万円	450万円
10人以上	120万円 (130万円)	180万円	300万円	600万円

※ () 書きの上限額は、事業場規模30人未満の事業者が対象。

※ 引上げ労働者数10人以上の助成上限額区分は、原材料費の高騰などの影響を受けている事業者（売上高総利益率又は売上高営業利益率が昨年と比較して3%ポイント減）又は事業場内最賃1,000円未満の場合のみ対象。

助成上限額や助成率の決定方法、助成金額の計算

8人の労働者（従業員）がいる事業場で、事業場内最低賃金の1,020円で働く5人の労働者（従業員）の賃金を1,070円まで（+50円）引き上げる例。（賃金引き上げに合わせて200万円の設備投資を実施予定。）

助成上限額

- 50円引き上げるので「45円コース」が対象。
 - 5人の労働者を引き上げるので、「4～6人」の区分。
 - 事業場が8人なので、30人未満の助成上限額が適用。
- ▶ **助成上限額は140万円**

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

助成率

- 引き上げ前の事業場内最低賃金が1,020円
 - なので、1,000円以上の助成率が適用
- ▶ **助成率は3/4**

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

助成金額の計算

設備投資費用（200万円）に助成率（3/4）をかけた金額と助成上限額（140万円）とを比較し、いずれか安い方の金額が助成されます。

150万円 (=200万円×3/4)	>	140万円 (=助成上限額)
-----------------------	---	-------------------

➡ 140万円が助成されます。

対象となる設備投資等について

生産性向上・労働能率の増進に資する設備投資が対象となります。

- ・ 経理、工程管理、生産管理システム
- ・ 人材育成・教育訓練に係る費用
- ・ POSレジ
- ・ 業務用冷蔵庫、製氷機、食材カッター、包装機
- ・ シャンプーユニット、業務用洗濯機
- ・ リフト付き福祉車両、電動式ベッド
- ・ フォークリフト 等々

対象とならない経費

- ① 特種用途自動車以外の自動車、パソコン、タブレット端末、スマートフォン及びその周辺機器（※例外あり）
- ② 単なる経費削減を目的とした経費（(例)LED電球への交換等）
- ③ 不快感の軽減や快適化を図ることを目的とした職場環境の改善経費（(例)エアコン設置、執務室の拡大、内装工事等の改築費用、机・椅子の増設等）
- ④ 通常の事業活動に伴う経費（(例)事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等）
- ⑤ 法令等で設置が義務づけられ、当然整備すべきとされているにもかかわらず義務を怠っていた場合における、当該法令等で義務づけられたものの整備に係る経費及び事業を実施する上で必須となる資格の取得に係る経費
- ⑥ 交付決定前に発生した費用。また、補助事業実施期間外に発生した費用。等

対象となる設備投資等について

申請時の留意事項

○設備投資をすることで、作業効率がどのくらい向上するのか、作業時間がどのくらい短縮されるのか、可能な限り具体的に記載してください。

例) POSレジを導入する場合

【現在の作業方法（問題点）等】

現在、お客様が来店されたとき、商品の会計を全て手作業で行っており、繁忙期のレジ待ちの行列や会計ミス等が頻発している。また、在庫管理や売れ筋商品の動向把握、顧客管理もできていない。また、毎日在庫の確認や精算処理を2時間かけて行っており、そのために営業時間の短縮を行う日もある。

【設備投資など業務改善計画の内容】

POSレジシステムを導入することにより、清算処理の効率化だけでなく、在庫管理や売り上げデータが一元化され、繁忙期のレジ待ちが削減され生産性向上が見込まれる。

【計画実施による生産性向上等の効果】

POSレジシステムを導入することにより①手作業の会計負担が軽減される②お客様の待ち時間が短縮される③在庫管理や精算処理が効率化される④売り上げデータをマーケティングに活用できるほか、日々の在庫の確認や精算処理を20分でできるようになるので、労働者の労働能率の増進が見込まれる。

対象となる設備投資等について

助成対象の特例的な拡充 物価高騰等要件

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、
交付申請日より直近3か月の売上高総利益率又は売上高営業利益率が、前年
同月に比べ、3%ポイント以上低下した事業者に限り、以下の経費も助成。

- ・乗車定員7人以上又は200万円以下の乗用自動車及び貨物自動車等
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入

令和7年4月に労働局へ交付申請書を提出する場合、令和7年1～3月と令和6年1～3月のいずれかの同月の利益率が、3%ポイント以上低下している必要があります。

(例)

令和7年3月1日～令和7年3月31日

売上高 1,100万円 営業利益 90万円 売上高営業利益率8.1% (90÷1100)

令和6年3月1日～令和7年3月31日

売上高 1,600万円 営業利益 180万円 売上高営業利益率11.2% (180÷1,600)

よって、前年と比較し、3%以上低下 (8.1-11.2) している。

提出書類：月次損益計算書等

物価高騰等要件に係る事業活動の状況に関する申出書



賃金引き上げに当たっての注意点

- **賃金引き上げは、申請日より後**に行う必要があります。
- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**申請後から発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。

<申請例>

10月1日から地域別最低賃金が引きあがる場合

	申請日	賃金引き上げ日	対象
例①	9月30日 (地域別最低賃金改定日 前日)	9月30日 (地域別最低賃金改定日 前日)	 対象!
例②	10月1日 (地域別最低賃金改定日 当日)	10月1日 (地域別最低賃金改定日 当日)	 対象外

賃金引き上げに当たっての注意点

賃金を上げる労働者の留意点

①事業場内最低賃金の対象となる労働者は、6か月以上雇用されている労働者が対象となります。

②事業場の全ての労働者の賃金を新しい事業場内最低賃金以上まで引き上げる必要があります。

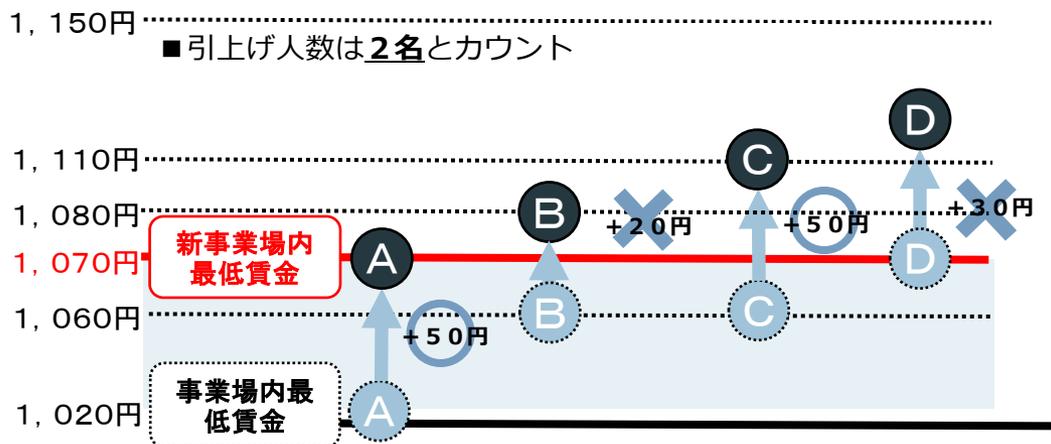
(3人の労働者が1,020円で働いていたら、この3人も1,070円以上まで引き上げが必要)

③引き上げ後の賃金額に追い抜かされる労働者も、事業場内最低賃金額まで引き上げる必要があります。
(下記B、C参照)

④事業場内最低賃金の者以外でも、引き上げ後の賃金を下回る労働者の賃金額について、要綱に定める引き上げ額を満たすように引き上げる場合は、引上げ労働者数に含めることができます。

(下記C参照)

<引上げ対象人数カウント表>



引上げ労働者数	30円コース	45円コース
1人	30万円 (60万円)	45万円 (80万円)
2~3人	50万円 (90万円)	70万円 (110万円)
4~6人	70万円 (100万円)	100万円 (140万円)
7人以上	100万円 (120万円)	150万円 (160万円)
10人以上	120万円 (130万円)	180万円

A : 引上げ人数としてカウント
B・C : 新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げている**Cのみ**対象。
D : 既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてもカウントしない。

申請期間と賃上げ期間について

申請期間と賃金引上げ期間について、**第1期、第2期**と分かれています。

	申請期間	賃金引き上げ期間
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日

※第3期以降の募集を行う場合、別途厚生労働省のHPにてお知らせいたします。
※予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。



滋賀県の令和7年度地域別最低賃金の改定日はまだ決まっていません。
最低賃金に関する特設サイト (<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>) 等をご確認ください。

業務改善助成金の事例集

厚生労働省ホームページにて、業務改善助成金が交付された事例集も掲載しています。

生産性向上の事例集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/index.html

生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この度、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を集めた冊子を作成いたしました。

生産性向上のヒント集
業種別・業種別・業種別
生産性向上のヒント集

PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 7,312KB]

生産性向上のヒント集
業種別・業種別・業種別
生産性向上のヒント集

PDF 生産性向上のヒント集 (令和3年3月作成) [PDF形式: 9,625KB]

【業務改善助成金に関する事例】

事例4 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】 【所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

課題と対応
利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の手待ち時間が長くなることがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施結果
利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい(社長)

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫
削減できた時間で、記録作成、補給管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

実施結果
ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動にて1人で車中に載せられるようになった。

成果
巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ **県の介護事業担当部署からの提案**



業種別事例集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html#%E3%83%92%E3%83%B3%E3%83%88%E9%9B%86

業務改善助成金について

・活用事例集
製造業編
卸売業・小売業編
宿泊業・飲食サービス業編
生活関連サービス業・娯楽業編
医療・福祉編
人材育成・教育訓練の活用事例
コロナ禍における効果的な取組事例

・生産性向上のヒント集(冊子)

業務改善助成金業種別事例集(宿泊業・飲食サービス業編)

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。具体的な業種別の導入事例として、今回は「宿泊業、飲食サービス業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

調理器具類

【生産性向上の効果】
○導入前
仕込みや調理等作業に時間がかかり、他の作業に手が回らず製造できる量も少なかった。
○導入後
仕込み時間・調理時間が短縮され、一度に製造できる量も増えて効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
スチームコンベクションオーブン	ホテル業 飲食業 居酒屋 等	計10事業場
食材スライサー	すし屋 鉄板焼き屋	計4事業場
業務用製氷機	飲食業	計2事業場

POSレジシステム、自動的経機等

【生産性向上の効果】
○導入前
入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、作業時間が長くなっていた。
○導入後
清算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
POSレジシステム	飲食業 喫茶店 ラーメン店 等	計9事業場
自動的経機 券売機	飲食店	計2事業場



賃金引上げ特設サイト

賃金引き上げに向けた取り組み事例や、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能、賃金引き上げに向けた政府の支援情報をまとめた、賃金引上げ特設ページを開設しています。

取り組み事例

CASE STUDY 33

株式会社ゆめの樹

賃上げ取り組み事例

洋菓子の製造・販売 2024/2/13

助成金の活用で導入した機材による賃上げのサクセスストーリー

雑誌社が主催する「ふるさとグランプリ2023年 菓子部門」で金賞を獲得した話題の店。金賞獲得の裏にあった業務改善助成金で導入した機材と、この機材による生産性向上の達成、賃上げと人材確保のストーリーに迫る。

企業データ

- 代表取締役：藤村 充
- 本社所在地：熊本県八代市
- 従業員数：12名
- 設立：2005年
- 資本金：300万円
- 事業内容：洋菓子の製造・販売



業務改善助成金を利用した取り組み事例も掲載されています。



←賃金引上げ特設サイトへのアクセスはこちら

政府の支援情報

賃金引き上げに関する支援情報

賃金引き上げの参考となる賃金引き上げに向けた各種支援策をとりまとめたページです。賃金引き上げ、生産性向上や業務効率化のための各種助成金等に関する情報を掲載しています。



最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル

厚生労働省、中小企業庁では、最低賃金引き上げに伴う支援を強化しています

賃上げに取り組む経営者の皆様へ～政府は、賃上げに向けた取り組み企業・個人事業主を応援します～

平均的な賃金検索機能

地域ごとの平均的な賃金 検索コーナー

※ 新設店舗の選択を変更すると、選択済みの業種と職種はリセットされます

都道府県	業種別	職種別	給与紹介欄
山口県			
山口県の平均的な賃金額（一般労働者・産業計・年齢別・3年平均）			
山口県	所定内給与額月額（千円）	所定内給与月額時給（円）	年間賞与等特別給（千円）
男女計	280.1	1,705	854.6
～19歳	174.7	1,059	163.4
20～24歳	199.5	1,217	453.1

賃金引き上げ特設ページを公開中!

賃金引き上げ特設ページのメニュー

- MENU1 賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介
- MENU2 地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能
- MENU3 賃金引き上げに向けた政府の支援策の紹介

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック
<https://www.kasiching.jp/shinging/>

問い合わせ先、申請書等

問い合わせ先は…

業務改善助成金コールセンター

0120-366-440

申請書、マニュアル等は…

厚生労働省HP



ご清聴ありがとうございました

